

情報公開審査会答申の概要

答申第 989 号（諮問第 1490 号）

件名：開示・不開示に関する検討資料の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 1 月 8 日

2 原処分

平成 28 年 1 月 22 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、開示・不開示に関する検討資料（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。

3 異議申立て

平成 28 年 1 月 29 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 28 年 7 月 28 日

5 答申

令和 4 年 1 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「県図書館」という。）が県民生活部文化芸術課（当時。以下「文化芸術課」という。）へ送付した平成 27 年度の開示理由説明書及び不開示理由説明書の素案である。

実施機関は、本件行政文書の全部を条例第 7 条第 5 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討

途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、開示理由説明書及び不開示理由説明書を作成するのは、諮問に係る事務を所掌する文化芸術課であり、県図書館で作成した素案は、あくまで参考に送付したもので、文化芸術課内において改めて検討がなされた上で、その内容が決定されるものであり、県図書館で作成された素案は、未だ十分に検討がなされていないものであるとのことである。

ウ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、不開示決定の時点ではあくまで素案であり、最終的に文化芸術課にて作成された開示理由説明書及び不開示理由説明書と比較しても、その形式や内容が異なる、未だ十分に検討がなされていない情報が記載されており、これらが公になれば、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、県の内部における率直な意見の交換や不服申立てへの対応に関する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められた。

エ よって、本件行政文書は、全体として条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、前記(3)ウにおいて述べたとおり、未だ検討が十分でない情報が記載されており、これらが公になれば、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、県内部での率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、情報公開制度における不服申立てに関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

よって、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。